

令和 6 (2024) 年度 第 1 回みよし市下水道事業経営審議会 次第

日時：令和 6 (2024) 年 6 月 4 日 (火)

午前 1 0 時 3 0 分から

場所：市役所 3 階 研修室 4 ・ 5

1 開会

2 議事

(1) これまでの経営審議会の内容について

(2) 答申案について

3 市長への答申

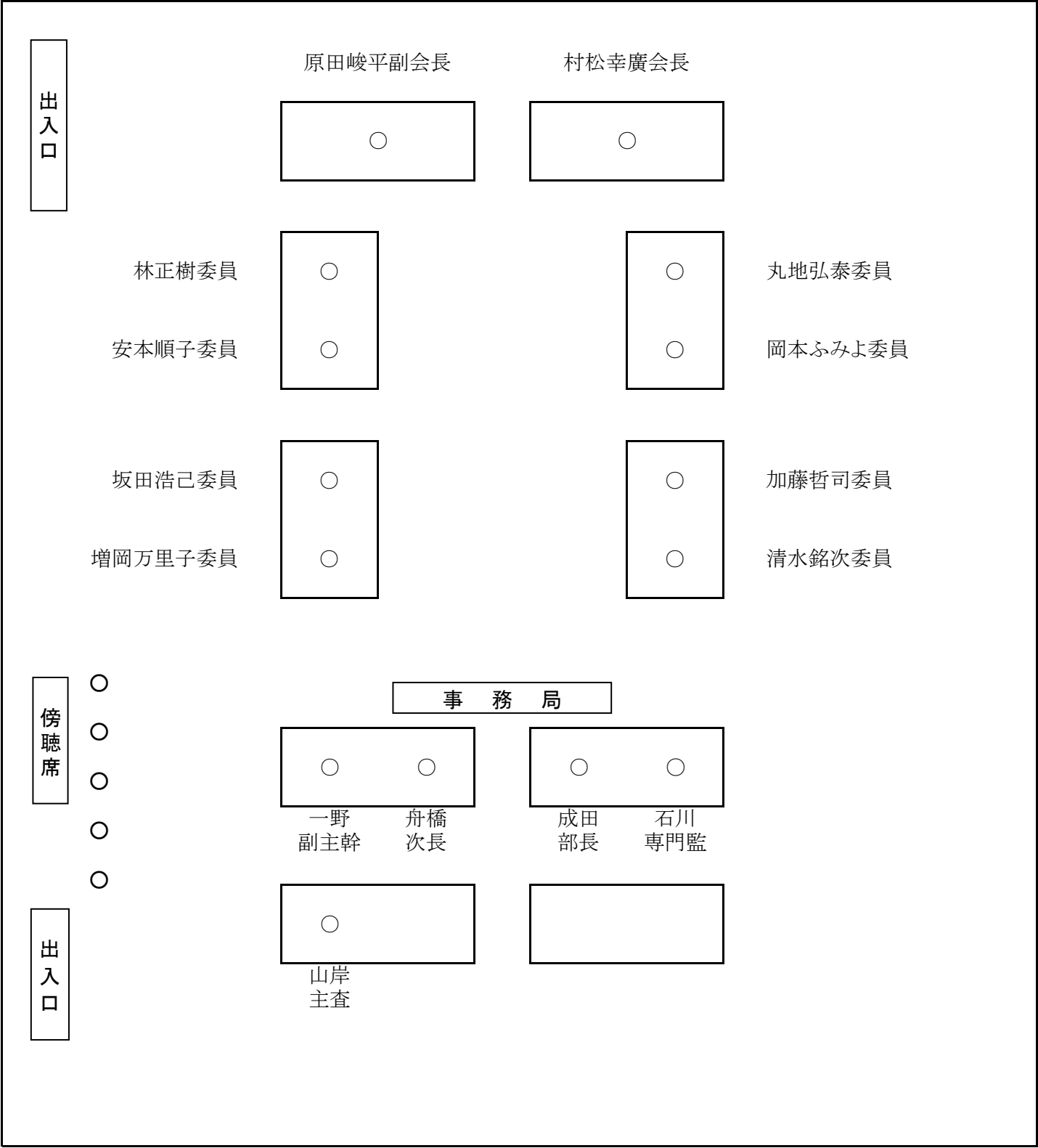
日時：令和 6 (2024) 年 6 月 2 5 日 (火) 1 3 時

場所：市長公室

4 閉会

令和6(2024)年度第1回みよし市下水道事業経営審議会 席次表

令和6(2024)年6月4日(火) 午前10時30分から
みよし市役所3階 研修室4・5



令和 6 (2024) 年度みよし市下水道事業経営審議会委員名簿

令和 6 (2024) 年 6 月 4 日現在

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を 有する者	村松 幸廣	愛知大学名誉教授
	原田 峻平	名古屋市立大学准教授
	丸地 弘泰	公認会計士
各種団体の 代表者	林 正樹	区長会代表
	岡本 ふみよ	民生委員・児童委員代表
	安本 順子	子育てクラブ連絡協議会代表
	加藤 哲司	みよし商工会代表
	坂田 浩己	みよし市工業経済会代表
下水道を 使用する市民	清水 銘次	公募委員
	増岡 万里子	公募委員

(敬称略)

(事 務 局)

都市建設部部長	成田 明弘
都市建設部次長兼下水道課長	舟橋 伸幸
都市建設部都市整備専門監	石川 重之
下水道課副主幹	一野 圭史
下水道課主査	山岸 朋広

令和6（2024）年度
みよし市下水道事業経営審議会
第1回

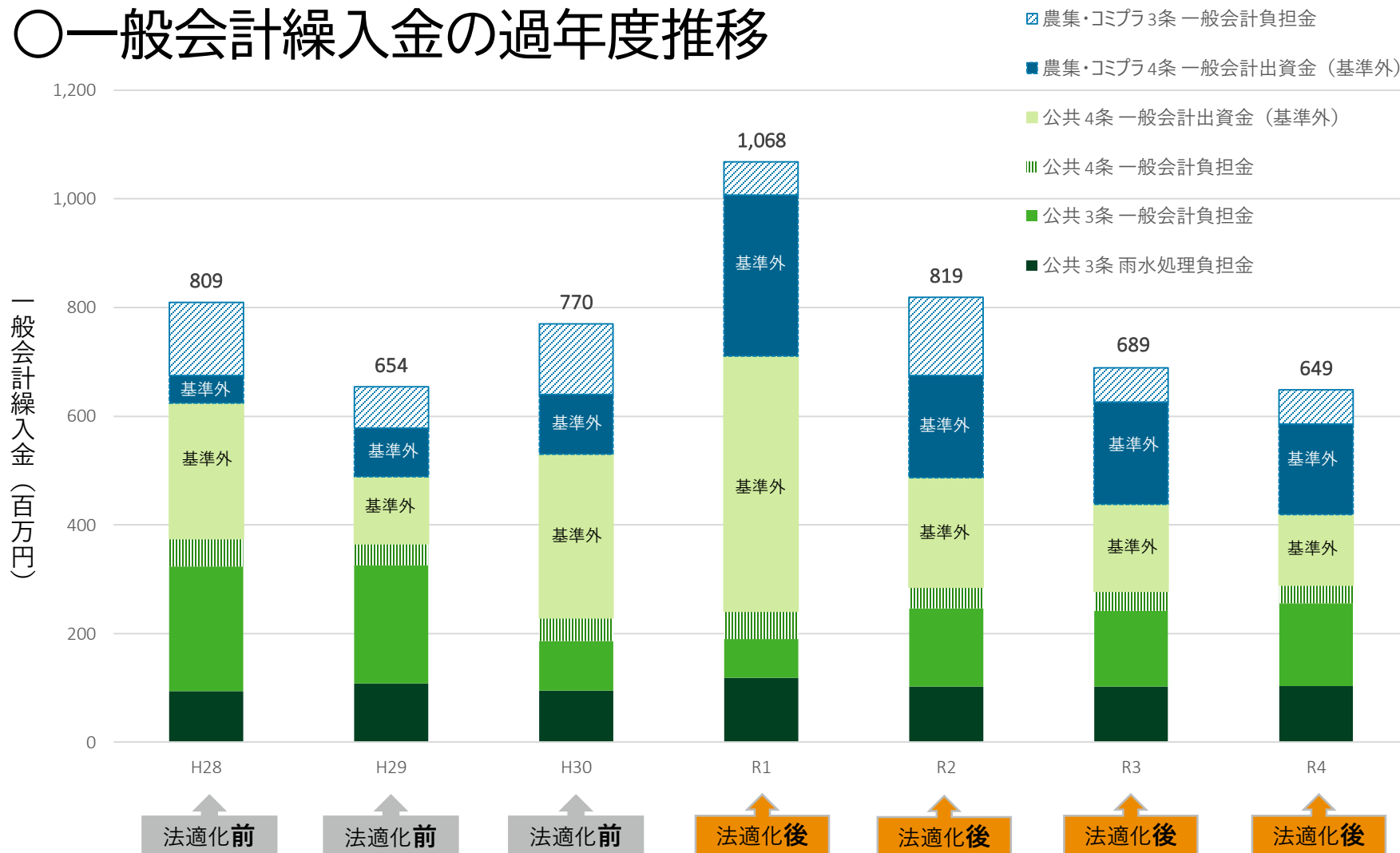


令和6（2024）年6月4日（火）

1. これまでの経営審議会の内容について

下水道事業の経営状況（1/3）（R5第1回審議会資料より）

○一般会計繰入金の過年度推移



下水道事業の経営状況（2/3）（R5第1回審議会資料より）

○みよし市下水道事業の使用料体系

金額は2か月分、消費税別

★下水道等使用料（2か月分）

基本料金	金額	+	超過料金	排水量	金額
	1,800 円			20 m ³ を超え60 m ³ まで	90円/m ³
				60 m ³ を超え100 m ³ まで	100円/m ³
				100 m ³ を超え200 m ³ まで	120円/m ³
				200 m ³ を超え600 m ³ まで	140円/m ³
				600 m ³ を超えるもの	170円/m ³

使用料体系の最後の改定（消費税以外）は平成15年度

使用料改定の必要性（R5第1回審議会資料より）

国土交通省公表

「社会資本整備総合交付金等における重点配分の考え方」

社会資本整備総合交付金（下水道事業）

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする

- ・ 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合
- ・ 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ**15年以上使用料改定を行っていない場合**



みよし市の使用料改定は平成15年であり、既に15年以上経過していることから、交付金を受け取るためには、使用料改定が必須である

類似団体との比較（R5第1回審議会資料より）

①基本使用料、②従量使用料単価、③下水道使用料全体を類似団体と比較しました

①基本使用料の比較

- ✓ 基本使用料は2カ月あたり1,800 円(税抜)で、基本水量を導入しているため、類似団体と比較すると高い水準です

②従量使用料単価の比較

- ✓ どの使用水量区分においても、瀬戸市に次いで2番目に低い水準となっています

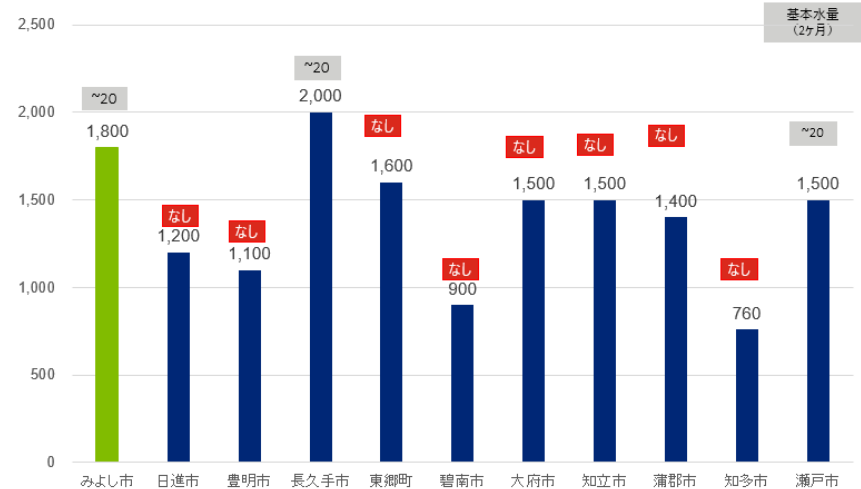
③下水道使用料全体※の比較

(※ 2 カ月分の下水道使用料 (税抜) の総額)

- ✓ 20m³以上では2番目に低い水準となり、使用水量が多くなるほど、類似団体の使用料との乖離が大きくなります

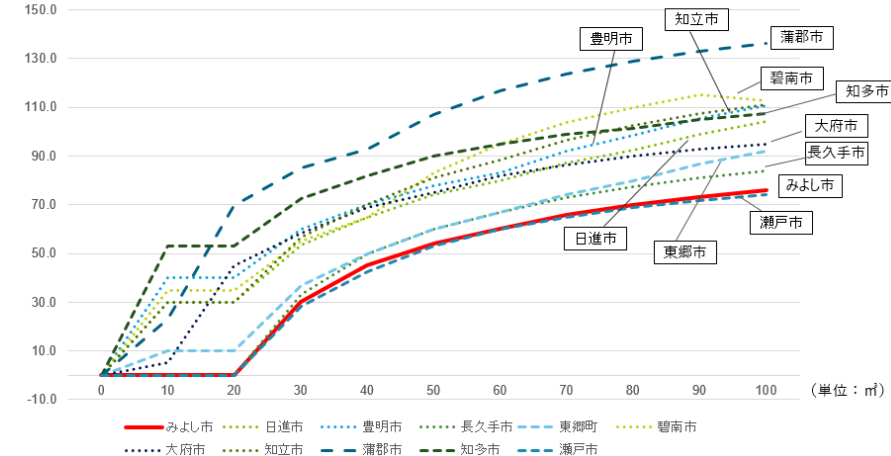
①【下水道基本使用料】

(2ヶ月分、税抜き、単位：円)



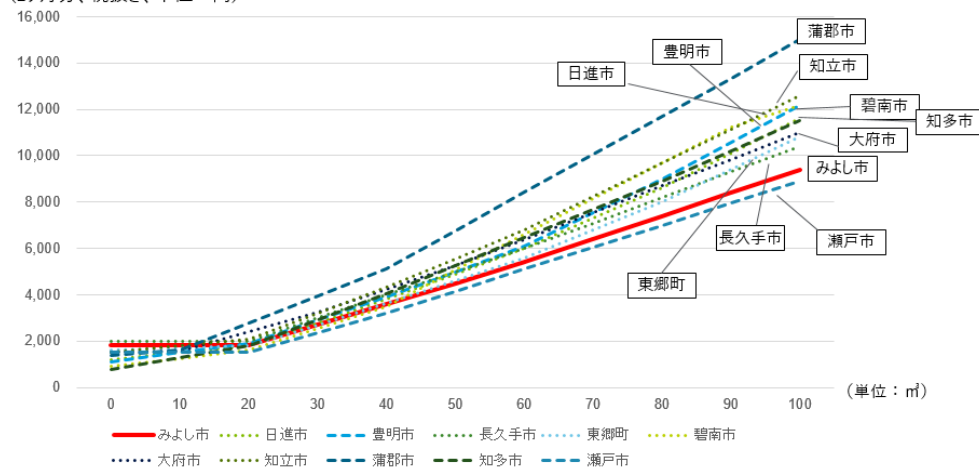
②【下水道従量使用料単価】

(税抜き、単位：円)



③【下水道使用料の総額】

(2ヶ月分、税抜き、単位：円)



使用料改定の目標（R5第2回審議会資料より）

第2回の審議会では、使用料改定の目標及び改定率を決定しました

国からの要望

- ・汚水処理原価150円/m³までは使用料で賄う必要がある（使用料単価150円/m³）
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップの提出（経費回収率100%）
- ・社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには使用料改定が必要である
（R7以降、使用料単価150円/m³未満、かつ経費回収率80%未満、かつ15年以上使用料改定がない市町村は交付対象外）

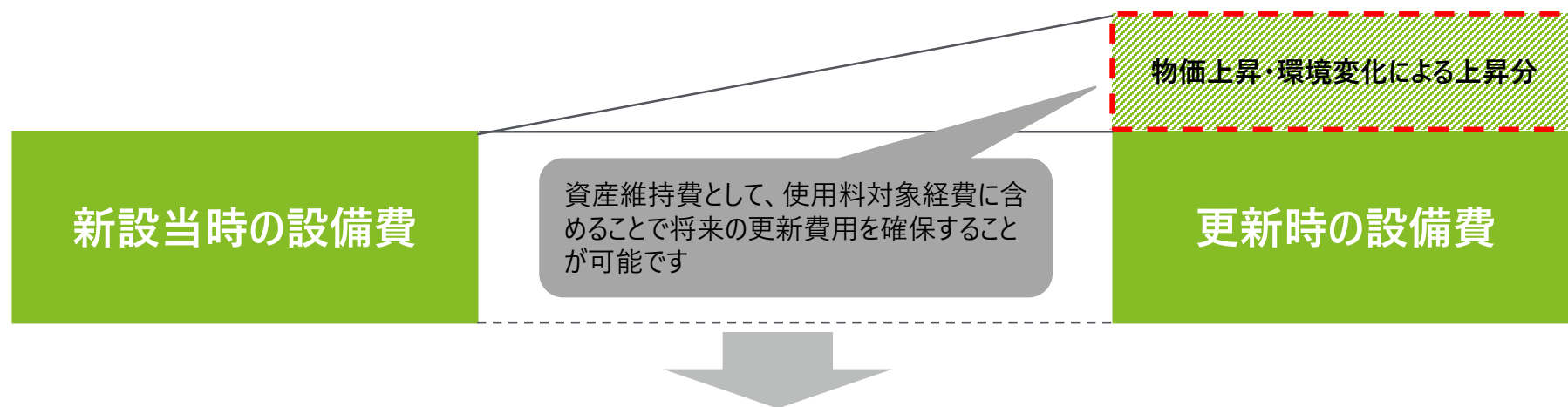


使用料単価150円/m³、経費回収率100%を目標に
使用料改定を行う必要があります

資産維持費について（R5第2回審議会資料より）

資産維持費

資産維持費とは、将来の物価上昇や環境変化により更新費用の増大が見込まれる場合、既存設備を維持しサービスを継続していくために必要な費用となります



みよし市では、污水处理費を使用料収入で賄っていない（経費回収率が100%未満）ため、まずは污水处理費を使用料収入で賄うことを優先します

そのため、将来の固定資産の更新費用のために積み立てることを目的とした
資産維持費については、今回は使用料算定のための原価に含めないこととします

必要改定率（R5第2回審議会資料より）

みよし市では、使用料単価150円/m³、経費回収率100％を達成するには、**全体として約37%の改定が必要**であり、他団体事例においても段階的に改定する例が多くなっています

近年の使用料改定例

自治体名	改定内容		平均改定率 (初回改定前比)	改定後の目標 使用料単価
	基本料金（2ヶ月分）	従量料金（1 m ³ あたり）		
知立市（1回目） R5(2023).4.1～	1,400円→1,500円	全区分で約30%値上げ	約26%	125円/m ³
知立市（2回目）	令和10(2028)年度に改定予定		約20(26)%	150円/m ³
春日井市（1回目） R3(2021).3.1～	850円→950円	各区分10～50円値上げ	約30%	130円/m ³
春日井市（2回目） R4(2022).3.1～	950円→1,100円	各区分10～20円値上げ	約15(20)%	150円/m ³
半田市（1回目） R5(2023).4.1～	900円→1,200円	各区分10～20円値上げ	約20%	137円/m ³
半田市（2回目）	令和8(2026)年度以降に改定予定		約10(11)%	150円/m ³

必要改定率（R5第2回審議会資料より）

使用料の改定は、経営戦略の計画期間である令和17(2035)年度までに、2回に分けて実施する予定です

使用料改定案（＝初回改定前比）

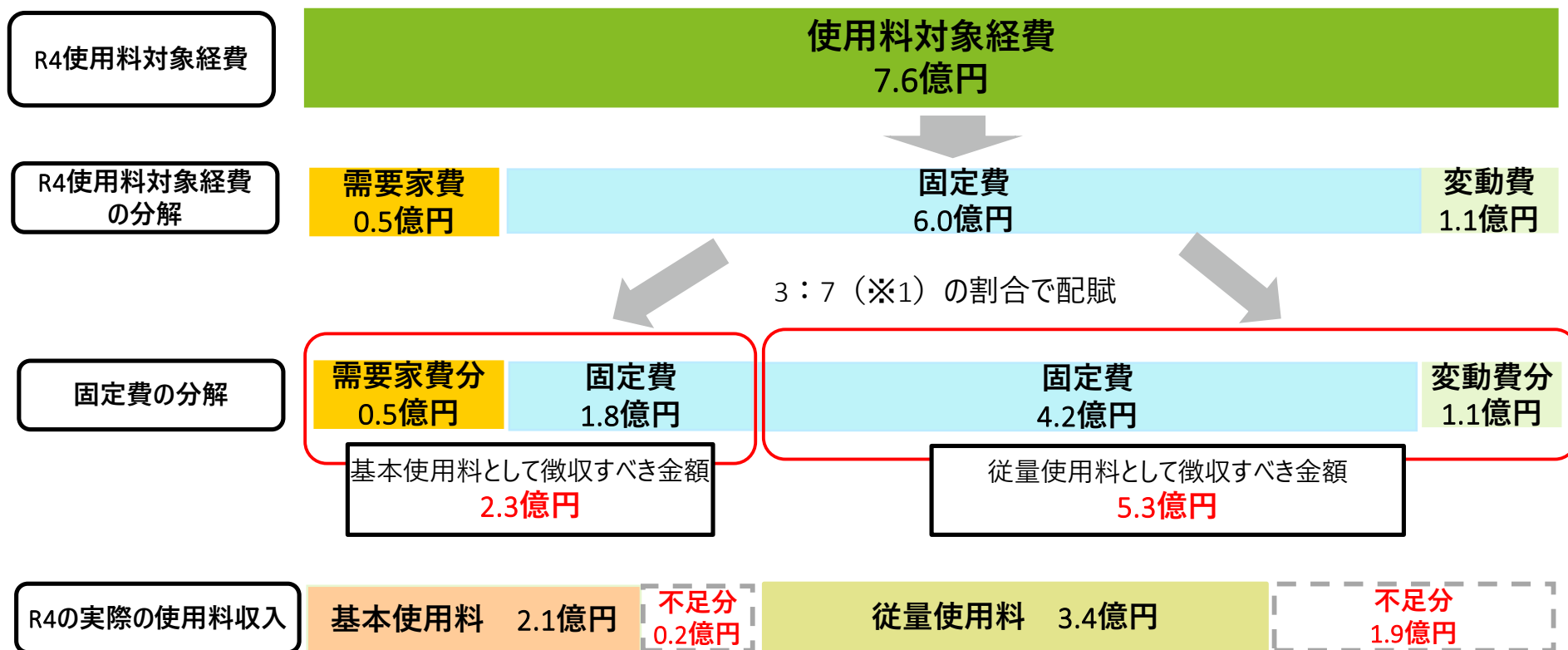
	第1回 R7(2025)年度予定	第2回 R12(2030)年度予定	第3回 R17(2035)年度予定
改定案①	10%	10%	17%
改定案②	5%	10%	22%
改定案③	20%	10%	7%
採用 改定案④	20%	17%	—

第2回の使用料改定につきましては、第1回の使用料改定の結果を反映し、「使用料単価150円/m³、経費回収率100%」の達成に不足する分の改定を予定しています

使用料対象経費の配賦（１／２）（R5第3回審議会資料より）

R4(2022)年度の使用料対象経費を、需要家費、変動費、固定費に分解し、基本使用料・従量使用料それぞれで徴収すべき金額を算出しました

使用料対象経費の配賦（現状【R4実績】公共下水道）



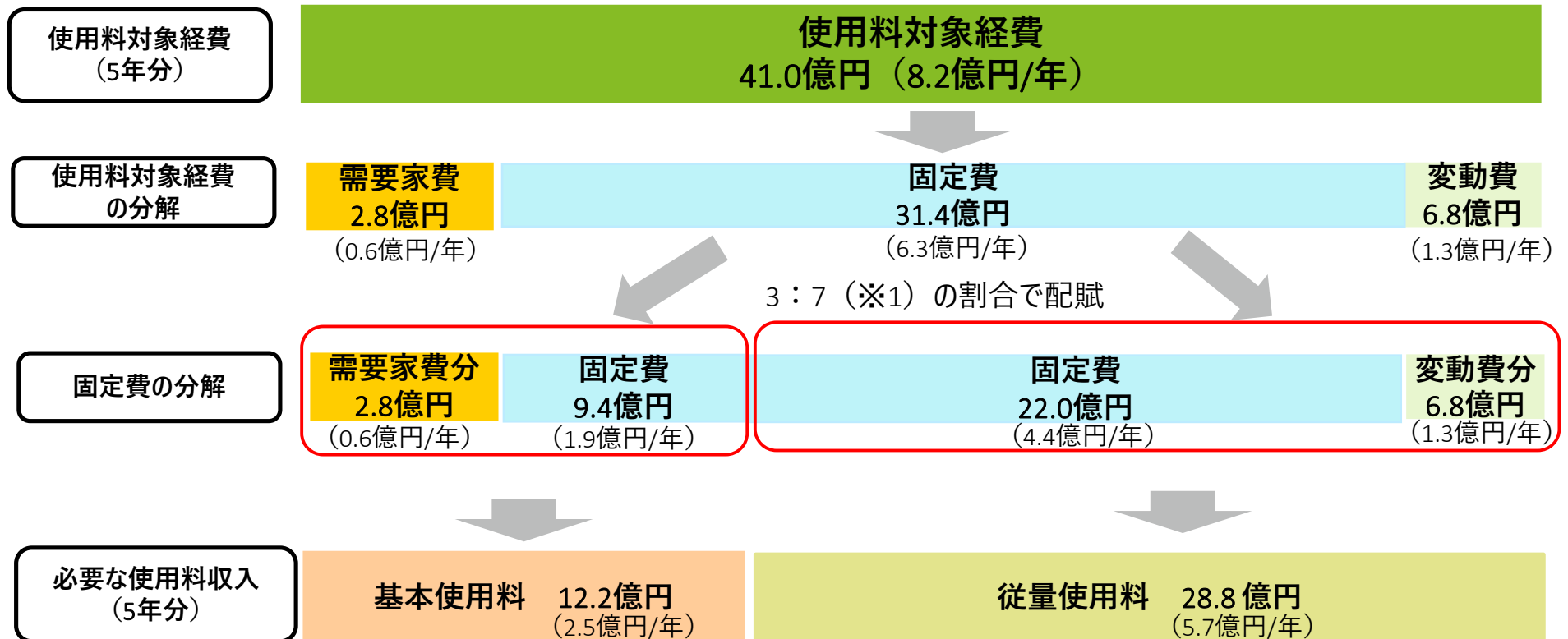
R4(2022)年度の実績では、基本使用料・従量使用料ともに徴収不足分が発生しています

（※1）「下水道使用料算定の基本的な考え方」の配賦基準の例示に従い、3：7で配賦）

使用料対象経費の配賦（2 / 2）（R5第3回審議会資料より）

使用料算定期間における使用料対象経費を、需要家費、変動費、固定費に分解し、基本使用料・従量使用料それぞれで徴収すべき金額を算出しました

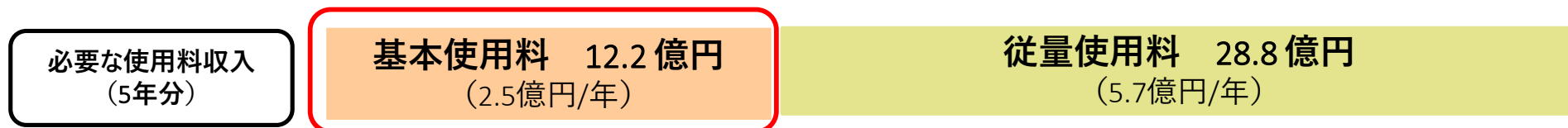
使用料対象経費の配賦（算定期間【R7～R11の5年間の推計】公共下水道）



(※1) 「下水道使用料算定の基本的な考え方」の配賦基準の例示に従い、3 : 7 で配賦

基本使用料について（R5第3回審議会資料より）

使用料算定期間において、基本使用料で賄うべき12.2億円分の使用料対象経費に対して、必要な基本使用料単価は約1,877円であり、現状の1,800円では賄えない状況となります



使用料算定期間の調定件数（5年分推計）
650,000件あたりにすると

$$12.2\text{億円} \div 650,000\text{件} \div 1,877\text{円}$$

現状の1,800円では、今後必要な基本使用料分を賄うことができない状況です

使用料改定率の目標について（R5第3回審議会資料より）

第2回審議会で審議いただいたとおり、2回の改定で、経費回収率100%、使用料単価150円/m³を目指して、改定率を決定しました

今回の審議会での 改定目標



第1回改定【R7公共下水道】

経費回収率 85.0%

使用料単価 130円/m³

全体改定率 約20%

第2回改定【R12公共下水道】予定

経費回収率 100.0%

使用料単価 150円/m³

全体改定率 約17%

現状【R4公共下水道】

経費回収率 73.1%

使用料単価 109円/m³

下水道使用料体系改定の検討方針（R5第3回審議会資料より）

改定案検討の前提

- ・従量使用料の徴収不足額が大きくなっている
 - **従量使用料分の改定を中心に検討する**
- ・基本使用料は現状の水準が理論値をやや下回っている状況である
 - **基本使用料を現状のままとする案と、理論値まで引き上げる案**を検討する
- ・第2回改定の使用料体系については、第1回の改定後の状況を見ながら全体改定率17%前後を1つの目安として、改めて令和10(2028)年度以降に検討を行う
 - 第2回改定の使用料体系については、今回の本審議会では検討対象外とする

検討項目	現 状	検討方針
①基本水量の設定	<u>基本水量として20m³までは、基本料として一律1,800円/2か月を設定している</u> 基本水量の範囲内では、使用水量の多寡に係わらず、使用料は定額としている	従量使用料の不足額が大きいことから、利用者に適切に使用分の負担をしてもらうために、 <u>基本水量を廃止する</u>
②従量使用料の区分の設定	0～20m ³ までは設定していない <u>20m³を超過した使用水量から、超過料として、使用水量に応じた5段階の水量区分を設定している</u>	・基本水量制廃止に伴い、 <u>1m³から従量使用料を設定する</u> ・使用者数が最も多い31～40m ³ の層に配慮し、 <u>水量区分を5段階から8段階又は9段階へ変更する</u>
③基本使用料の金額	基本使用料は1,800円であり、 <u>現状の基本使用料では、今後必要な基本使用料分を賄うことができない</u> 状況である	・1,800円の現状維持の案のほかに、 <u>基本使用料を1,900円（理論値1,877円の切り上げ）に引き上げる案</u> を検討する

使用料体系案について（R5第3回審議会資料より）

下記 3 つの案を中心に検討しました（改定率は1回目の使用料改定後）

改定案①

- 基本使用料：据置（1,800円）
- 従量使用料：増加額10円～45円
- 全体改定率：改定率20.1%

改定案②

- 基本使用料：据置（1,800円）
- 従量使用料：増加額10円～40円
- 全体改定率：改定率20.1%

改定案③

- 基本使用料：引き上げ（1,900円）
- 従量使用料：増加額10円～40円
- 全体改定率：改定率20.0%

採用

使用料体系案の比較（R5第3回審議会資料より）

現行と3つの改定案は以下のとおりです

（金額は2か月分、消費税別）

採用

区分		現行	案①	案②	案③
基本使用料		1,800円	1,800円	1,800円	1,900円
従量使用料 (/m ³)	10m ³ まで	—	10円	10円	10円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	—	20円	25円	20円
	20m ³ を超え 40m ³ まで	90円	110円	110円	105円
	40m ³ を超え 60m ³ まで	90円	115円	115円	115円
	60m ³ を超え 100m ³ まで	100円	130円	125円	125円
	100m ³ を超え 200m ³ まで	120円	150円	150円	145円
	200m ³ を超え 600m ³ まで	140円	175円	170円	170円
	600m ³ を超え 1,000m ³ まで	170円	210円	210円	205円
	1,000m ³ を 超えるもの	170円	215円	210円	210円

メリット・デメリットの比較（R5第3回審議会資料より）

	改定内容		メリット	デメリット
	基本使用料	従量使用料		
改定案①	据置	+ 10円～45円	・40m ³ 以下の層（1～3人世帯程度）の負担が小さい	・大口利用者（1万m ³ 以上の大事業所等）の負担が大きく、使用料収入が大口利用者の使用水量に大きく左右されるため、安定性がない ・大口利用者の増加率が高く、公平性に欠く
改定案②	据置	+ 10円～40円	・25m ³ 以下の層（1人世帯程度）の負担が小さい ・100m ³ 以上の層（事業所等）の負担が案①よりも小さい	・ボリュームゾーン（31～40m ³ 、2～3人世帯程度）の負担が他の案よりも大きい
採用 改定案③	+ 100円	+ 10円～40円	・ボリュームゾーン（31～40m ³ 、2～3人世帯）の負担が小さい ・100m ³ 以上の層（事業所等）の負担が他の案よりも小さい ・経営の安定化を図ることができる	・少量利用者（30m ³ 未満）の負担は、他の案よりも大きい

(参考) 2か月分の料金比較 (1/2)

(金額は2か月分、消費税別) **採用**

区分	現行	体系案①	体系案②	体系案③
10m ³	1,800円	1,900円 (+5.5%)	1,900円 (+5.5%)	2,000円 (+11.1%)
20m ³	1,800円	2,100円 (+16.7%)	2,150円 (+19.4%)	2,200円 (+22.2%)
30m ³	2,700円	3,200円 (+18.5%)	3,250円 (+20.3%)	3,250円 (+20.3%)
40m ³	3,600円	4,300円 (+19.4%)	4,350円 (+20.8%)	4,300円 (+19.4%)
50m ³	4,500円	5,450円 (+21.1%)	5,500円 (+22.2%)	5,450円 (+21.1%)
60m ³	5,400円	6,600円 (+22.2%)	6,650円 (+23.1%)	6,600円 (+22.2%)
100m ³	9,400円	11,800円 (+25.5%)	11,650円 (+23.9%)	11,600円 (+23.4%)
200m ³	21,400円	26,800円 (+25.2%)	26,650円 (+24.5%)	26,100円 (+22.0%)
600m ³	77,400円	96,800円 (+25.1%)	94,650円 (+22.3%)	94,100円 (+21.6%)
1,000m ³	145,400円	180,800円 (+24.3%)	178,650円 (+22.8%)	176,100円 (+21.1%)
10,000m ³	1,675,400円	2,115,800円 (+26.3%)	2,068,650円 (+23.5%)	2,066,100円 (+23.3%)

(参考) 2か月分の料金比較 (2/2)

(金額は2か月分、消費税別) **採用**

区分	現行	体系案①	体系案②	体系案③
10m ³	1,800円	1,900円 (+100円)	1,900円 (+100円)	2,000円 (+200円)
20m ³	1,800円	2,100円 (+300円)	2,150円 (+350円)	2,200円 (+400円)
30m ³	2,700円	3,200円 (+500円)	3,250円 (+550円)	3,250円 (+550円)
40m ³	3,600円	4,300円 (+700円)	4,350円 (+750円)	4,300円 (+700円)
50m ³	4,500円	5,450円 (+950円)	5,500円 (+1,000円)	5,450円 (+950円)
60m ³	5,400円	6,600円 (+1,200円)	6,650円 (+1,250円)	6,600円 (+1,200円)
100m ³	9,400円	11,800円 (+2,400円)	11,650円 (+2,250円)	11,600円 (+2,200円)
200m ³	21,400円	26,800円 (+5,400円)	26,650円 (+5,250円)	26,100円 (+4,700円)
600m ³	77,400円	96,800円 (+19,400円)	94,650円 (+17,250円)	94,100円 (+16,700円)
1,000m ³	145,400円	180,800円 (+35,400円)	178,650円 (+33,250円)	176,100円 (+30,700円)
10,000m ³	1,675,400円	2,115,800円 (+440,400円)	2,068,650円 (+393,250円)	2,066,100円 (+390,700円)

審議会の内容

令和6年度第1回審議会では、答申書案についてご審議いただきます

令和5年度 第1回審議会

- 使用料改定の必要性
- 現状の説明（類似団体との比較）

第2回審議会

- 現在の投資計画に基づくシミュレーションの提示
- 投資財源・指標目標（使用料単価150円/m³、経費回収率100%）に必要な財源試算の提示

第3回審議会

- 使用料体系の提示

令和6年度 第1回審議会

- 答申書案の検討

答 申 書

(案)

令和 6 年 6 月

みよし市下水道事業経営審議会

1 はじめに

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善や河川などの公共用水域の水質の保全、雨水による浸水の防除などの役割を担い、快適で安心な生活を送るうえで欠かすことのできない重要な施設である。

本市では、地域性の違いにより異なる３つの事業（公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業）のもと、下水道施設の整備を進めてきた。

しかしながら、近年、節水機器の普及や節水意識の高まりに起因した水需要の減少により、下水道使用料の増収が見込めない状況にある一方、過去に整備した施設の更新費や老朽化した施設の維持管理費の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増しつつある。

さらに、国土交通省より、「令和７年度以降、供用開始後３０年以上経過しているにも関わらず、使用料単価１５０円／ｍ³未満であり、かつ経費回収率が８０％未満であり、かつ１５年以上使用料改定を行っていない場合」は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないことが示された。本市は、現時点でどの条件も満たしていない。今後、広域化事業を実施していく中で、国からの交付金を活用できなければ、下水道事業の経営はますます苦しくなり、一般会計への依存度が増すばかりの状況となってしまう。

これらのことから、令和５年１０月２３日に市長より、「下水道事業の健全な経営について」の諮問があり、それに対して本審議会では、下水道事業の現状と将来の見通しなどを踏まえ、地方公営企業の経営原則である「受益者負担の原則」と「独立採算制の原則」を基にし、経営の安定化を目指して慎重に審議を重ねた結果、ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

2 下水道使用料改定の必要性

本市の下水道使用料は、平成１５年に改定して以来、２０年が経過している。

現在の下水道使用料単価は１０７．４円／ｍ³であり、国が要請する１５０円／ｍ³を大きく下回っていることから、改善が求められる。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算の原則が適用される。これまで本市では経費削減に取り組んでおり、特に農業集落排水とコミュニティ・プラントを公共下水道に切り替えることで維持管理費の大幅な削減を目指している。しかしながら、様々な経費削減を実施してもなお、現在の下水道使用料体系では将来にわたって汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計から基準外の繰入金をもらうことで、下水道経営が維持されている状況である。

このように下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることによる税負担の不均衡が問題となっており、市税に依存しないための財源確保が課題である。また、社会資本整備総合交付金の重点配分の要件を満たさなければ、国からの交付金を活用できない状況である。

厳しさを増す下水道事業の経営環境を鑑み、将来にわたって、安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくため、また、国から

の交付金を活用するためには、下水道使用料の改定は必要であると考える。

受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費回収率を100%に引き上げ、下水道使用料単価を150円/㎥にすることを目標とし、そのためには約37%の改定が必要となる。

ただし、市民生活や地域経済への影響を踏まえ、使用者に急激な負担増が生じないように十分に配慮すべきであると考える。

3 下水道使用料の改定について

(1) 改定時期

国が求める水準である使用料単価 150円/㎥ を早期に達成することが必要であるが、使用者に急激な負担増が生じないように配慮が必要であることから、令和7年度及び令和12年度の2段階で改定することが適当である。

(2) 使用料算定期間

1回目を令和7年度から令和11年度までの5年間、2回目を令和12年度から令和16年度までの5年間とする。

(3) 平均改定率

1回目を20%、2回目を17%（初回改定前比）とする。

ただし、2回目に関しては、1回目の改定後の状況を踏まえて、「使用料単価を150円/㎥、経費回収率100%」を達成するために不足する分の改定とする。

(4) 資産維持費

本市では、汚水処理費を使用料収入で賄っていない状況であるため、まずは汚水処理費を使用料収入で賄うことを優先するものとする。そのため、将来の固定資産の更新費用のために積み立てることを目的とした資産維持費については、今回は使用料算定のための原価に含めないこととする。

(5) 使用料体系（1回目改定）

①基本使用料と従量使用料の割合

下水道事業は、施設整備にかかる投資費用が大きく、固定費の割合が極めて高い事業である。使用料として回収すべき費用の大部分は固定費であり、基本使用料によりこの費用を賄うことが可能であれば、使用水量の減少に対しても、安定的な事業継続が可能となる。

今後の使用水量の推移や老朽化対策などを踏まえると、基本使用料の割合を高めることが適当である。一方で、基本使用料で賄う固定費の割合を高めた場合、使用水量の少ない一般家庭などの使用料が高額になることから、公益社団法人日本下水道協会が発行する「下水道使用料算定の基本的な考え方」の配賦基準の例示に従い、固定費を基本使用料と従量使用料に「3：7」で配賦する。

②基本水量の設定

これまでの使用料体系では、1か月あたり10㎥の基本水量を設定しているが、従量使用料の不足分が大きいことから、使用者に適切に使用分を負担してもらうためにも

基本水量を廃止することが妥当である。

③従量使用料の区分の設定

これまでの使用料体系では、1か月あたり10m³の基本水量を超過した使用水量から、超過料として、使用水量に応じた5段階の水量区分を設定しているが、基本水量制廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、使用者数が最も多い2か月あたり31～40m³の層と使用水量が多い層に考慮し、水量区分を9段階へ変更することが妥当である。

④基本使用料の設定

これまでの使用料体系では、基本使用料は2か月あたり1,800円であるが、これでは必要な基本使用料の収入分を賄うことができない状況であるため、基本使用料を理論値1,877円の切り上げにあたる、2か月あたり1,900円に引き上げることを妥当である。

⑤従量使用料の設定

使用者数が最も多い2か月あたり31～40m³の層に係る負担に配慮しつつ、各水量区分間の改定率の差が最も小さくなる体系を採用した。

下水道使用料（1月につき）

区分		現行金額	改正金額	差額
基本使用料		900円	950円	+50円
従量使用料 (m^3)	5m ³ まで	—	10円	+10円
	5m ³ を超え 10m ³ まで	—	20円	+20円
	10m ³ を超え 20m ³ まで	90円	105円	+15円
	20m ³ を超え 30m ³ まで	90円	115円	+25円
	30m ³ を超え 50m ³ まで	100円	125円	+25円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	120円	145円	+25円
	100m ³ を超え 300m ³ まで	140円	170円	+30円
	300m ³ を超え 500m ³ まで	170円	205円	+35円
	500m ³ を 超えるもの	170円	210円	+40円

(6) 使用料体系（2回目改定）

令和12年度の改定に向けた使用料体系の見直しについては、令和10年度以降に検討するものとする。

4 附帯意見

- (1) 下水道使用料の改定にあたり、市民に十分に理解していただくために、改定の趣旨や内容などについて効果的な周知や広報活動に努めること。
- (2) 下水道使用料については、経営戦略に基づき、5年に1回の頻度で見直しを図ること。
- (3) 生活環境や水環境の保全における下水道の重要性について周知することや個別訪問することで、接続を促進し、増収に努めること。
- (4) 農業集落排水とコミュニティ・プラントの公共下水道への接続を早期に達成することやより一層の経営効率化を図ることで経費削減に努めること。
- (5) 使用料の改定により使用者の負担が増えるが、特に低所得者層に対しては必要に応じて福祉分野などで負担軽減の施策を検討することを望む。

5 おわりに

本審議会では、「下水道事業の健全な経営について」市長からの諮問を受け、下水道事業の経営安定化のため、下水道使用料の改定について慎重に審議を重ね、結論を出すにいった。下水道事業の経営状況について純粋に審議した本答申書は、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示したものになったと考える。

使用料の改定は、使用者の負担が増えることから、使用者である市民や事業所の理解と協力を得ながら行うことが重要である。そして、一般会計に過度に依存することなく、また、将来の利用者に負担を押し付けることなく、事業を推進していくことを期待する。

下水道事業は、市民生活を支える重要な社会資本であることは周知のとおりである。公営企業として、不断の経営努力を行い、将来にわたって安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供するため、独立採算の原則のもと、自立した経営を行っていくことを希望する。